

(パートタイム・有期雇用労働法 記入例)

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	短時間・有期雇用労働者	氏名	労働花子
		住所	〒△△△-△△△△ 宮城県仙台市△△区△△△ △丁目△番△号 電話 022(△△△)△△△△
	事業主	氏名又は名称	こうろうかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく こうろう きんたろう 厚労株式会社 代表取締役 厚労 均太郎
		住所	〒100-0000 東京都千代田区一ツ橋0-0-0 電話 03(5253)0000
		※上記短時間・有期雇用労働者に係る事業場の名称及び所在地	厚労株式会社 仙台支店 〒△△△-△△△△ 宮城県仙台市△△区△△△ △丁目△番△号 電話 022(△△△)△△△△
労使関係の分かる書類(要添付)	労働条件通知書(写)		
調停を求める事項及びその理由		契約期間の定めはなく、同僚の正社員□□□□と、職務の内容が同じであり、どちらも転勤がないにもかかわらず、正社員には支給される賞与、退職金が支給されず、賃金も著しく低い等、法第9条で禁止している差別的取扱いがあるので、速やかに正社員と同じ待遇としてほしい。(詳細別紙)	
紛争の経過		○年○月○日に入社をして以来、所定労働時間は短いものの、正社員と全く同じ仕事をしてきたが、賃金額等において差別的取扱いを受けてきたため、○月○日以降数回にわたり、人事課長に対し、パートタイム・有期雇用労働法で禁止されている差別的取扱いである旨苦情を申し立ててきたが、正社員とパートでは仕事が異なるとの返答を繰り返すのみであった。(詳細別紙)	
その他参考となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合があるが、この問題が労使交渉で取り上げられたことはない。	

○年 ○月 ○日

申請人 氏名又は名称 労働花子
○○労働局長 殿

(裏面)

調停の申請について

- 1 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、短時間・有期雇用労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（雇用環境・均等部（室）経由）あて提出してください。
申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送、電子申請等による提出でも受け付けます。
なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。
また、第三者が申請書を提出する場合は、委任状等を添付してください。
 - 2 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
 - (1) 短時間・有期雇用労働者の氏名、住所等
当該調停の申請に係る短時間・有期雇用労働者の氏名、住所等を記載すること。
なお、複数の短時間・有期雇用労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。
 - (2) 事業主の氏名、住所等
当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。また、当該調停の申請に係る短時間・有期雇用労働者が勤務する事業場の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業場の名称及び所在地についても記載すること。
 - (3) 調停を求める事項及びその理由
調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）の法違反であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
なお、1人の短時間・有期雇用労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又事業主が1人の短時間・有期雇用労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。
 - (4) 紛争の経過
紛争に関する措置の内容によって、紛争にかかる経緯（時系列）、被申請人に対して苦情を述べた時期及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等について詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
 - (5) その他参考となる事項
当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集团的労使紛争が起こっているか否か又企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。
 - (6) 申請人
双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の氏名（法人にあってはその名称）を記載すること。
 - 3 事業主は、短時間・有期雇用労働者が調停申請したことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。
- ※ 調停を求める事項がパートタイム・有期雇用労働法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足りります。